

議案第39号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の100</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の120</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の47.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の57.5</u>）</p> <p>2～3 （現行に同じ）</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の90</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の110</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の42.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の52.5</u>）</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例改正に合わせ、支給月数の改正を行う。

2 改正概要

<再任用職員以外の職員>

●一般職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.90	0.90	-	1.80	0.90	1.00	-	1.90
(参考)期末手当	1.15	1.20	0.25	2.60	1.15	1.20	0.25	2.60
計	2.05	2.10	0.25	4.40	2.05	2.20	0.25	4.50

●管理職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	1.10	1.10	-	2.20	1.10	1.20	-	2.30
(参考)期末手当	0.95	1.00	0.25	2.20	0.95	1.00	0.25	2.20
計	2.05	2.10	0.25	4.40	2.05	2.20	0.25	4.50

<再任用職員>

●一般職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.425	0.425	-	0.85	0.425	0.475	-	0.90
(参考)期末手当	0.65	0.70	0.10	1.45	0.65	0.70	0.10	1.45
計	1.075	1.125	0.10	2.30	1.075	1.175	0.10	2.35

●管理職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.525	0.525	-	1.05	0.525	0.575	-	1.10
(参考)期末手当	0.55	0.60	0.10	1.25	0.55	0.60	0.10	1.25
計	1.075	1.125	0.10	2.30	1.075	1.175	0.10	2.35

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は平成29年12月1日から適用する。